

第 64 回財務省 NGO 定期協議質問書

議題 1: モザンビークの債務問題と円借款供与方針 (2016 年 6 月、9 月協議会フォローアップ) と JBIC・IFC・AfDB によるモザンビーク炭鉱関連インフラ開発事業への融資について

提出者: 日本国際ボランティアセンター、日本アフリカ協議会、モザンビーク開発を考える市民の会、ATTAC Japan

1. モザンビーク債務問題と円借款供与方針 (2016 年 6 月、9 月協議会フォローアップ)
2. JBIC・IFC・AfDB によるモザンビーク炭鉱関連インフラ開発事業 (ナカラ回廊関連) への融資

なお、ここまでの質問・資料については下記を参照下さい。

- ・ 2016 年 3 月 15 日: アフリカの債務持続性について
- ・ 2016 年 6 月 24 日: モザンビークの債務問題と円借款供与方針について
- ・ 2016 年 9 月 15 日: モザンビークの債務問題と円借款供与方針について～2016 年 6 月協議会フォローアップ
- ・ <http://www.iacses.org/sdap/mof/gijiroku61-70.htm>

1. モザンビーク債務問題と円借款供与方針

本定期協議会で、連続して取り上げてきたアフリカ、とりわけモザンビークの債務問題と円借款供与方針に関し、いくつか新たな動きが出てきたため、これらを紹介した上で、財務省に質問を行い、議論したいと考えます。

1.1. 新しい動き

(1) モザンビークで債務不履行 (デフォルト) 状況¹が発生

- ・ 2017 年 1 月 19 日、「隠れて消えた民間融資 20 億ドル (2200 億円)」の 600 億円の金利返済に関する 15 日間の猶予期間が終了。モザンビークはデフォルト状態に突入した。
- ・ これにより今世紀の変わり目に行われた重債務最貧国への大規模な債務帳消し後のアフリカにおいて、2011 年のコートジボワール以来、初の債務不履行国にモザンビークはなった。

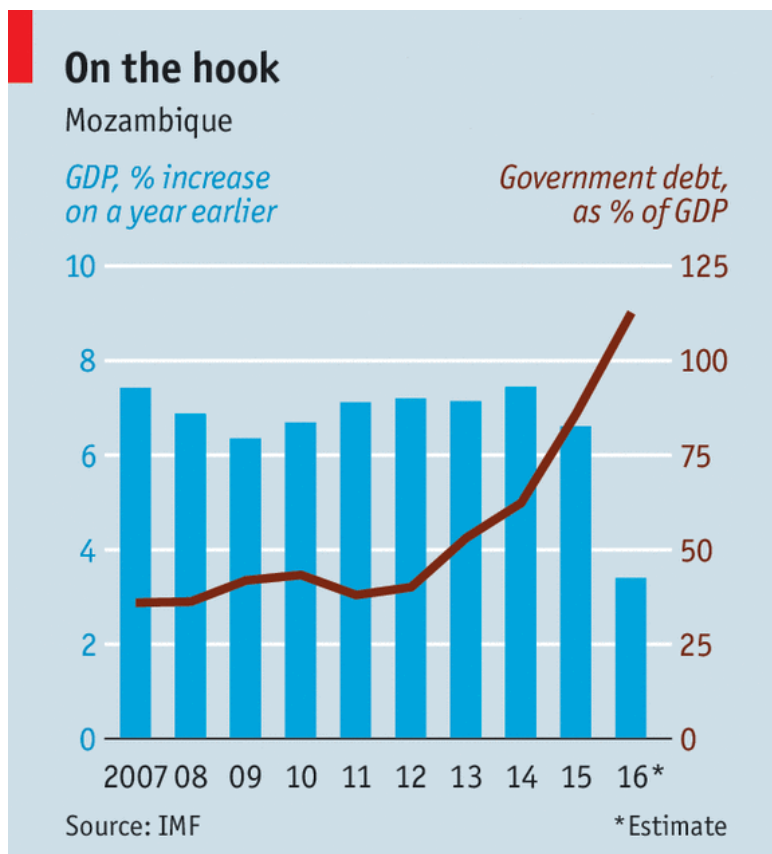
(2) モザンビークの政府総債務残高が対 GDP 比 120%に接近 (債務帳消し時と同水準)

財務省からの正確なデータの提供を待ちつつ、以下について NGO 側が把握している範囲でデータを共有する。

- ・ これらの不透明な民間融資がモザンビークの全債務総額に占める割合は 20%と報道されており、逆にいうと同国の対外債務は 100 億ドル (1.1 兆円) を超えている可能性が高い。また、これらの不透明な民間融資を除く政府融資が 8800 億円にも上っていることが予想される。
- ・ IMF の World Economic Data Outlook (2016 年 10 月版) によると、モザンビークの名目 GDP は 120.5 億ドル (1.2 兆円) であり、対外債務額とほとんど同額となっている。
- ・ The Time 誌の記事並びに掲載されたグラフによると、すでに対 GDP 比 100%を超えて、125%に向

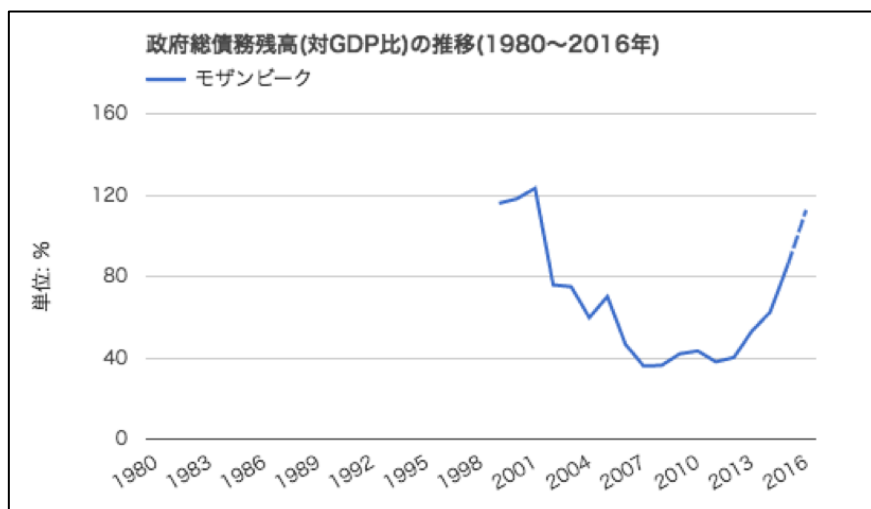
¹ <http://www.economist.com/news/middle-east-and-africa/21715030-mozambique-fails-pay-its-debts-mozambiques-default>
<https://www.bloomberg.com/news/articles/2017-02-03/default-in-mozambique-prompts-some-analysts-to-ask-who-s-next>

かっていることが分かる²。



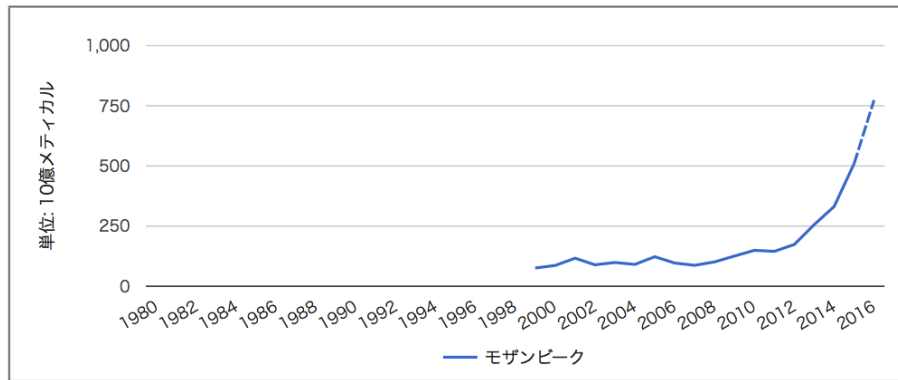
Economist.com

- この IMF データを使った日本の民間サイトが作成したグラフでも、政府総債務残高が 2013 年以降急増するとともに、対 GDP 比も急増している様子が明らかである³。そして、モザンビークの政府総債務残高の対 GDP 比が、債務帳消しを行った 2001 年の対 GDP 比（120%）と同じ数値に近づいてきていることが分かる。



² <http://www.economist.com/news/middle-east-and-africa/21715030-mozambique-fails-pay-its-debts-mozambiques-default>

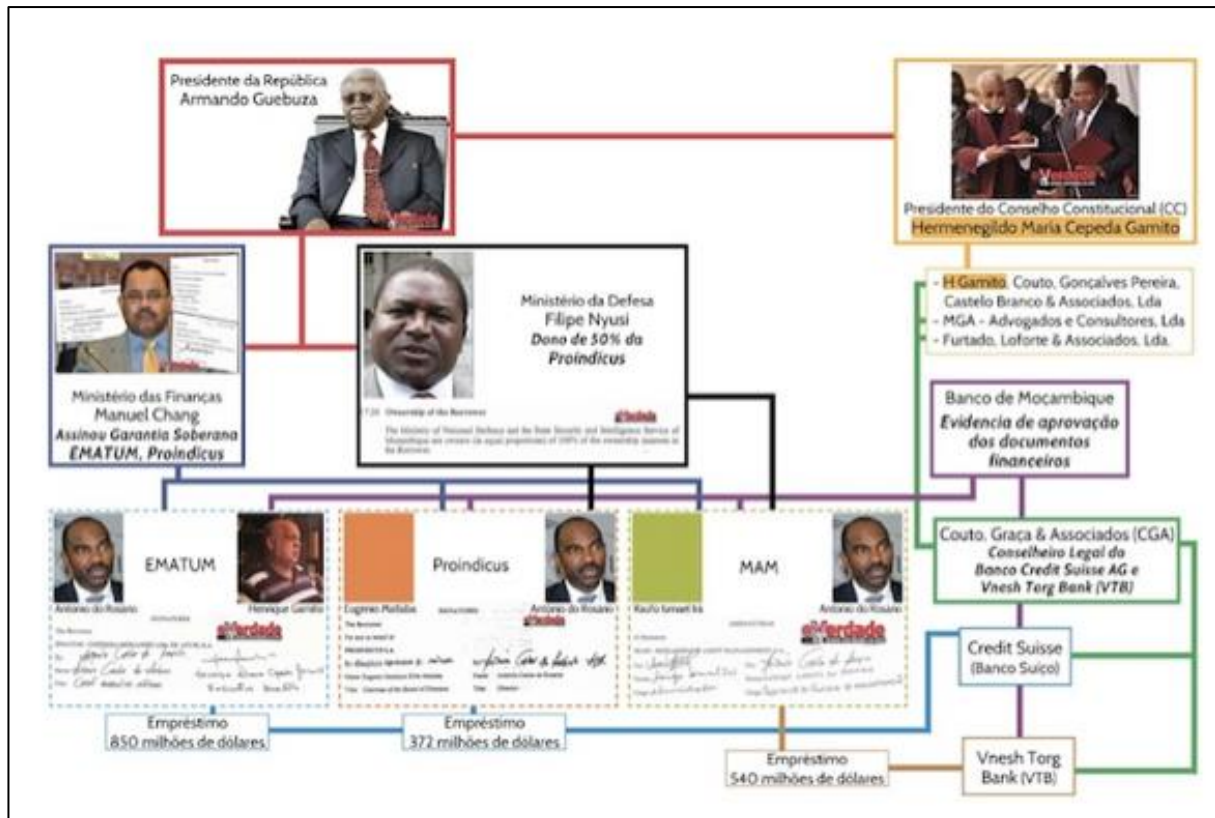
³ http://ecodb.net/country/MZ/imf_ggxwd.html 世界経済ネタ帳



政府総債務残高の推移

(3) 「隠れた巨額債務」3社はモザンビーク前大統領・国防省の関与が明確に

- この隠れた不透明な巨額融資を受けた3社（EMATUN、ProIndicus、MAM）は、すべてモザンビーク国防省の諜報局（SISE : serviço de Informações e Segurança do Estado、CIAのような組織）が関与する民間企業であり、クレディスイス社など民間金融機関からの融資にあたっては、モザンビーク前大統領（アルマンド・ゲブーザ）と国防省 SISE トップ、財務大臣らが政府信用を保証していたと報じられている。
- SISE の高官であり、3つの企業のトップである António Carlos do Rosário は、モザンビーク議会の委員会に対して、財務大臣に対して政府信用を供与するように圧力をかけたことを認めるとともに、この巨額ローンの主要目的は軍事・安全保障上のものであり、2013年から強まっていたレナモとの武力衝突に対し何らかの形で資金が使われた可能性を示唆している⁴。
- 現在のフィリペ・ニュシ大統領（2015年～）は、2008年から2014年までゲブーザ政権下で国防大臣を務めており、当然ながら一連の巨額債務について責任を負う。
- 下記は、現地の独立系新聞 Verdade 紙の2016年11月4日の記事に掲載された責任者の相関図であり、ゲブーザ前大統領の次にニュシ現大統領の重要な関与を明示している。



- つまり、モザンビークの前・現政権の最上位の役職を有する大統領（ゲブーザ、ニュシ）、そして国防省諜報局という組織が深く関与した「隠された巨額債務」の問題は、単に債務の問題を超えて、同国でこの間悪化し続けた和平状況・ガバナンス・民主主義・人権状況と密接に関わっていることを示唆している。
- そして、以上のモザンビークからの情報は、本件に責任を負うニュシ現大統領が国際社会の信用を再構築したいと述べ、関係者の異動を行っても、あるいはIMFが融資を再開しても問題がそれで終わるわけではないことを明らかにしている。

1.2. 質問と議論

【書面で頂きたい情報】

1) 日本の対モザンビーク円借款に関する下記の具体的なデータ

以上のデータはあくまでも NGO 側で入手できた範囲のものであり、政府が把握している正確なデータを教えてほしい。具体的には、以下のものである。

- ① モザンビークの政府総債務残高（ドルベース）と対 GDP 比（日本以外を含む。また上記民間融資を含む額、含まない額を教えてください。）
- ② 日本の対累積総額と各案件のリスト
- ③ 日本による各円借款案件の債務返済スケジュール（金利、金額を含む）
- ④ モザンビークの債務不履行可能性（debt default probability）に関する参照データ（どの社・機関のデータを参照しているのか）

- ⑤ 現時点での以上のデータの詳細（複数データがあればそれぞれ）
- ⑥ 債務返済についてモザンビーク政府と交渉中であればその内容

【当日議論したい点】

2) モザンビークの債務不履行可能性について

- ① 万一、債務不履行可能性に関するデータを把握していないのであれば、その理由
- ② 把握していれば、それを政策にどう活かしているのか、あるいは将来的に活かすのかの見解

3) 2015 年のモザンビークへの巨額円借款の供与の妥当性と今後

- ① すでに EMATUM（モザンビークマグロ会社）の「不透明債務」が問題となり、日本の NGO から問題提起をしている中で（ODA 政策協議会）、あえて 292 億円もの円借款に踏み切ったことは、妥当だったと考えるか。
- ② 現在のデフォルト状況、そして政府総債務残高が GDP 比 100%を超えている現状を踏まえての見解
- ③ 何らかの教訓があれば、それについての見解

2. JBIC・IFC・AfDB によるモザンビーク炭鉱関連インフラ開発事業（ナカラ回廊関連）への融資

2.1. 協議提案に至った背景

- ・ 2016 年 11 月 22 日付で、JBIC のホームページに、同行によるモザンビーク共和国北部のナカラ回廊地域およびマラウィ共和国にまたがる「炭鉱関連インフラ開発事業」に対する環境影響評価報告書が掲載された⁵。
- ・ JBIC のホームページによれば、掲載後 45 日以降は同事業への融資決定が可能となるが⁶、ナカラ経済回廊開発については、すでに現地市民社会、農民組織からその影響（被害）が訴えられている。
- ・ これを受けた日本の市民社会による 2015 年および 2016 年の現地調査からも、被害内容の一部が実際に確認されており、このまま融資を決定し、事業を継続・拡大することで被害が一層拡大、深刻なものとなることが懸念される⁷。
- ・ なお、本事業については、1 月 27 日に行われた JBIC 担当者と日本の市民社会との会合において、JBIC と国際金融公社（IFC）およびアフリカ開発銀行（AfDB）の共同で行われていることが確認されている。
- ・ そこでこれらの諸機関を監督する立場としての財務省に下記の点を質問し、同事業に対する融資決定にいたる今後のプロセスやその際の条件等について議論したい。

2.2. 把握できない環境影響評価の内容

- ・ JBIC ホームページの当該サイトには 28 の環境影響評価報告書が掲載されているが（脚注 5 参照）、

⁵ <http://www.jbic.go.jp/ja/efforts/environment/projects/project>
<http://www.jbic.go.jp/ja/efforts/environment/projects/51455>

⁶ <https://www.jbic.go.jp/ja/faq/disclosure> 参照。ここで「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の「5. 情報公開」に対する質問「5.11Q. スクリーニング及び環境レビュー結果に関する情報の公開期間はどれくらいですか？」への回答として、「一律の公開期間を定めることは不可能」としつつ「特に環境面に重大な影響を及ぼす恐れのあるカテゴリ A のプロジェクトについては、諸外国の例を参考に 45 日程度は公開が可能となるよう努めております」と書かれている。

⁷ 詳細は、次の二つの報告会資料を参照のこと。2015 年 12 月 7 日「最後のフロンティア-アフリカにおける小農の現在と日本」、2016 年 11 月 28 日「日本が推進する経済開発モデルと 人びとの暮らしへの影響～SDGs 時代におけるアフリカ小農の視点から～」
<http://www.ngo-jvc.net/jp/projects/advocacy/prosavana-ibm.html>

これらはいずれもポルトガル語の資料となっており、日本の市民社会にはその内容が確認できない。

- これについて JBIC に問い合わせたところ、担当者もポルトガル語ができず、英語版があることが確認されている。また、IFC の HP には「Nacala Corridor Project」、AfDB の HP には「Malawi-Mozambique-Nacala Rail & Port Project」として環境影響評価結果が掲載されているが⁸、いずれも大半がポルトガル語あるいは要約版のみの資料となっており、評価方法、内容および結果の全容についての把握は難しい。

2.3. 現地の被害状況

（１）現地の農民組織・市民社会によるナカラ経済回廊開発の影響に関する報告

現地の農民・市民社会組織および日本の市民社会組織による現地調査により、ナカラ回廊開発、特に炭鉱開発・ナカラ鉄道整備においては、主に以下の写真に示す被害が確認されている。



（左）強制移転とこれに抵抗する住民
（右）抵抗に参加した後、拷問を受けた住民
（2012 年 1 月、2013 年 12 月／テテ州モアティゼ郡）

（左）高速貨物輸送に変更される前のナカラ鉄道・駅近辺の様子。乗客に農産物を販売したり、自ら町に持参する人でごった返す。（右）安価な鉄道へのアクセスを失い、料金の高い乗り合いバスを使うことを余儀なくされ、圧倒的多数の住民は交通手段およびマーケットを失った。（2015 年 8 月、2016 年 9 月／ナンブーラ州マレマ郡）



（左）横断時の交通事故、渡れないことによる被害（妊婦が病院に間に合わない）、コミュニティの分断および住民強制移転による住宅・土地（畑）の喪失（＝生計手段の喪失）と契約不履行（一方的な通知、契約書の不渡し、補償の未払いなど）（2016 年 9 月／ナンプーラ州マレマ郡、リバウエ郡）

（右）長い貨物列車が駅近辺などで 30 分以上停車することによる道の遮断（人びとは鉄道を渡って往来している）、むき出しのまま運ばれる石炭による粉塵被害、長い貨物列車が頻繁に運行されることによる振動・騒音。Vale（ヴァーレ社）の貨物であることが分かる。

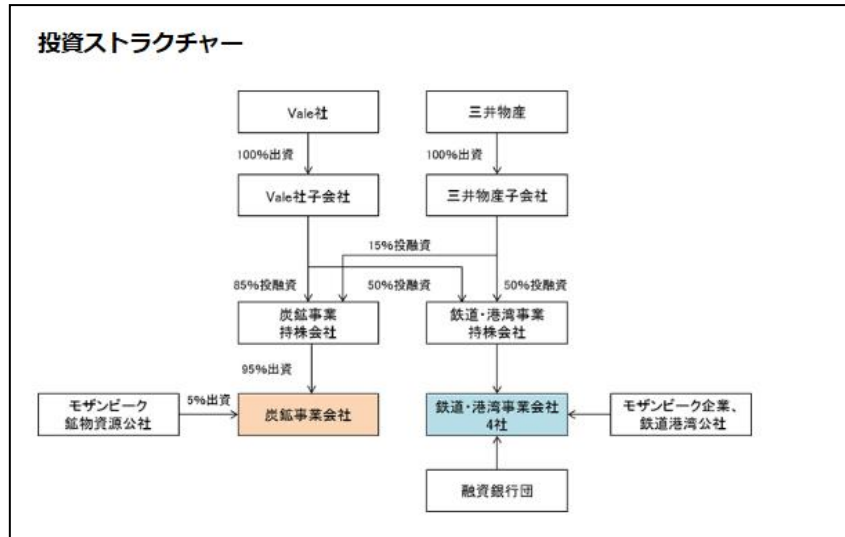


- 以上の被害以外にも、現地市民社会組織の調査によれば、新設鉄道建設のため、モザンビーク側に限らず、マラウイの住民からもすでに強制的住民移転と補償の未払い等に関する被害が生じていることが分かっている⁹。
- なお、日本の市民社会組織の現地調査に際し、鉄道新設のために強制移転をさせられた住民やコミュニティに対し、地元政府関係者が「問題を話すな」と圧力をかけ回っていたことが明らかになっている。

（２）日本企業（三井物産）の関与

なお、テテ州の石炭開発およびナカラ鉄道整備は、IFC ホームページにも掲載されているが、主にブラジル Vale 社および日本の商社・三井物産によって行われている。

⁹ 炭鉱開発およびナカラ鉄道整備による被害は、モザンビーク市民社会組織による動画「私たちは石炭？～ナカラ回廊開発と土地収奪・人権侵害」に詳しい。<https://www.youtube.com/watch?v=xXDQjkXAmPY&feature=youtu.be>



三井物産 2014 年 12 月 9 日プレスリリース

http://www.mitsui.com/jp/ja/release/2014/1205643_6497.html

(3) ガバナンスの悪化、政情不安定、回廊開発利権とナカラ回廊開発

■ガバナンスの悪化、政情不安定とナカラ回廊開発

- これまで本協議会においては過去 3 回、以下の内容で議論をしてきたが（詳細は冒頭）、いずれの回においても指摘してきたのが、アフリカ、特にモザンビークにおけるガバナンスの悪化と人権侵害の深刻さとそれに影響を与える投資・開発事業（被害・格差拡大・利権争い）の問題だった。
- これら議論のなかで、本議題提案団体からは、2015 年以降、政府と同国第一野党 RENAMO 間の衝突が激化し、政府により RENAMO とのレッテルを貼られた住民が、警察・特殊部隊等の攻撃により行き場をなくし難民化している状況に触れてきた。
- 一方、これに対する RENAMO の反撃は、援助と投資が一体となった国の開発事業の象徴であり、外貨収入源でもあるナカラ鉄道の襲撃などの形で行われている。

Renamo men attack train in Nacala Development Corridor – Folha de Maputo

2.03 CAT | 05 Oct 2016

0 Comments

Print

Share



(左) レナモの武装集団によって襲撃を受けたヴァレ社の石炭貨物列車（ナンブール州マレマ郡）

2016 年 10 月 5 日 Folha de Maputo

<http://clubofmozambique.com/news/renamo-men-attack-train-nacala-development-corridor-folha-de-maputo/>

■モザンビークの回廊開発利権と腐敗

- 同国の「経済回廊開発」には、前大統領ゲブーザ大統領とその周辺による「回廊開発利権」の構築とそれを使った政治力の増強の問題が存在する。これについて提案団体が2014年7月開催の外務省 NGO定期協議会・ODA政策協議会にて議題提案・協議した際の資料より、関連箇所を抜粋する¹⁰。

- ゲブーザ大統領とその家族・親族は、同国における「回廊経済開発」において不可欠な産業の多くに関与してきたが、まずは同国ビジネス全体での状況を報告した上で、「回廊経済開発」に関連する産業に注目する。
- Africa Mining Intelligence 誌は、昨年末モザンビークを特集し、モザンビークのあらゆるビジネス、とりわけ鉱山資源開発セクターがゲブーザ大統領とその周辺（同大統領の家族と大統領に忠誠を誓ったFRELIMO 関係者く*特に国軍出身者ら>）によってコントロールされ、強固な利権構造が構築されていることが「ゲブーザ・クラン（Guebuza Clan）」との比喻で示されている（2013 年12月16 日）。
- 「ゲブーザ・ファミリー」の腐敗の問題を世界に初めて広く報道したのが、2013 年6 月11 日のM&G 調査報道センター（M&G Centre for Investigative Journalism⁷）による「モザンビークのゲビジネス（Mozambique's 'Mr Guebusiness'）」と題された記事であった⁸。前回協議会でも一部紹介した記事であるが、「隣国南アフリカのズマ大統領が小さなバラックの店長に見えるほど、ファミリービジネス帝国を築き上げた」との指摘は重要である。
- 同記事は、その根拠として、ゲブーザ大統領とその家族が、いかに幅広い種類のビジネスに関与しているかを具体的に示しているが、それを整理し直したのが次のリストである⁹。
- 銀行業、通信・通信機器、建設・建設資材製造業、漁業、物流・運輸業、鉱物資源開発、電気エネルギー、不動産業、観光業、廃棄物業など、あらゆる産業に関与が広がっている様子が明らかである。

¹⁰ 詳細は http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/taiwa/pdfs_2014/oda_seikyo_14_1_11.pdf 参照。

ゲブーザ大統領：

Cornelder (ペイラ港とキリマネ港の管理会社)。同大統領の投資を管理する Intelec 社は、銀行 (Moza Banco)、電力供給・設備、通信 (Vodacom)、ガス開発、セメント (Elephant Cement)、建設業、運輸・自動車 (Tata)、漁業、観光業、コンサルティング (Intelec Business Advisory and Consulting)、メディア (StarTimes)、物流 (New Express)。

Valentina (娘)：

Focus 21 Management and Development Ltd.、ペイラ穀物ターミナル (2007 年)、Seaboard Moz Ltd (海運*2006 年)、モザンビーク港湾鉄道公社 (CFM)、Cornelder (ペイラ港とキリマネ港の管理会社)、Dai Servicon Ltd. (鉱物資源開発)、Orbttelcom (コンピュータ&通信*2008 年)、Mozambique Investment and Development Ltd (輸出入業*2008 年)、Imogrupa (不動産、建設、ホテル、病院、観光)、StarTimes (TV 会社)。

Armando (息子)：

Intelec Business、Focus 21、Billion Group Moçambique (鉱物資源開発、電力、建設、公共事業*2012 年)。

Norah (娘)：Focus 21、MBT Construções Lda (建設、公共事業*2012 年)。

Mussumbuluko (息子)：

Focus 21、Dai Servicon、Mozambique Investment and Development、Christian Bonja (宝石時計)、Intelec。

Miguel (甥)：

Venturin (家具輸入)、Englob-Consultores Lda (建設会社)、Mozambique Power Industries (変電器*2013 年)、Luminoc (電機関連*2005 年)。

Daude (甥)：

不動産、建設、ホテル、石油関連企業。New Express (物流*2000 年)。Wasteman Mozambique (廃棄物処理)。

Tobias Dai (義兄、元国防大臣) の従兄弟 José Eduardo Dai：

Orbttelcom、Dai Servicon (鉱物資源)、Mozambique Investment and Development、

Tendai Mavhunga (義理の息子)：Englob-Consultores Ld

- 以上のリストから分かる特徴としては、「ゲブーザ・ファミリー」が、公共事業や1社独占的なビジネスに関わりながら、それが必要とする下部産業に関与を深め、上流から下流までのビジネスを別会社ながら大統領とその周囲が関与する会社に利益が行き渡るよう工夫され、構造化されている点が挙げられる。
- この記事が総括するように、「大統領としての職位にあることを利用することで、これらのビジネスを利する決定を行っている」との指摘がなされ、まさに「ゲブーザ・ファミリー帝国」が構築されるに至っている。

- 以上から明らかなように、モザンビークが前ゲブーザ政権下において、同前大統領とその周辺により国家の資源や公共・民間空間の独占が行われてきたことが分かる。日本政府並びに企業のモザンビークへの関与は、まさに同政権時代より行われてきているが、同前大統領との「アライアンス」が、モザンビークにおいて如何に利権構造の中に組み込まれ易いものであり、またそれを補強する役割を果たしていくことになるのが上記内容からも明らかである。
- 2009 年以降、「ゲブーザ派」との前のめりのアライアンスを組んで「ナカラ経済回廊開発」に取り組んできた日本の官民は、汚職の蔓延による同国の非民主的専制の構築・ガバナンスの悪化・不安低化・暴力化、そして地域住民を犠牲にする開発のあり方への不満への蔓延に直面する中、今まさに「選択」を求められている。

2.3 JBIC から伝えられた同事業に対する環境影響評価内容：1 月 27 日会合記録より

- 1月27日のJBICとNGO間の会合では、融資検討段階にあり詳細の説明が難しいということで、以下の点が概要として伝えられた（NGO側による会合記録より）。

-
- ① 炭鉱は直接融資対象ではないが、関連事業として含まれている¹¹
 - ② 2011年に2か国（モザンビークとマラウイ）の当局から承認を得ており、該当国の大気汚染あるいは水質基準などの基準はクリア済
 - ③ 事業者（＝融資対象社）が住民との対話も実施
 - ④ 本プロジェクトには法令順守、必要な許認可の獲得などの付帯条件が付いているが事業者が引き続き対応していくことも確認済
 - ⑤ 2015年11月に実査を実施、ステークホルダーとの情報共有・周辺住民訪問・当局以外への訪問
 - ⑥ 公聴会／説明会実施を通して住民の理解は得られているとの認識
 - ⑦ 環境影響評価結果は遵守
 - ⑧ 本プロジェクトは、IFCとアフリカ開発銀行の協調融資
 - ⑨ 対象地域の住民への保障がなされていることは確認している
-

- 会合では多くは語られなかったが、これだけを見ても、上記「2.2 現地状況（1）農民組織・市民社会によるナカラ回廊開発の影響に関する報告」に記載した現地農民・市民社会組織および日本の市民社会が確認している現地の状況と乖離があることが確認される。
- なお、これを踏まえて、会合当日、融資決定までに、引き続きNGOとの意見交換を続けていく旨がJBIC担当者およびNGOとの間で確認されている。
- また、例えばAfDBについては、英語版「ESIA SUMMARY - NACALA RAIL AND PORT PROJECT¹²」のP12-15で事業、特に鉄道整備およびその後の運行による「負の影響」として、住民強制移転、生計手段の変化、日常生活への影響、利害の衝突、周突辺住民の安全性のリスク、騒音・振動・粉塵等による不快感などに触れられているが、P16からの「8. MITIGATION/ENHANCEMENT MEASURES AND COMPLEMENTARY INITIATIVES」には、「Care of the loading of coal wagons and correct stowage to prevent dust formation」「Implement the management of demands and grievance mechanisms」等の記載があるが、これも同様に現実との乖離がある。

2.4 質問

- 以上を踏まえて、同事業への融資決定はJBIC、IFCおよびAfDBによる環境影響評価結果と現地住民、農民・市民社会組織、日本の市民社会組織が確認している現実との乖離を埋める方策が取られ

¹¹「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン（https://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/page/2013/08/523/kankyau_GL.pdf）」のP16で、「検討する影響の範囲」について「調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響及び不可分一体の施設の影響も含む。」と定義されている。

¹²

[https://www.afdb.org/fileadmin/uploads/afdb/Documents/Environmental-and-Social-Assessments/Malawi - Mozambique - Nacala Rail Port Project - ESIA Summary - OPSM3.pdf](https://www.afdb.org/fileadmin/uploads/afdb/Documents/Environmental-and-Social-Assessments/Malawi_-_Mozambique_-_Nacala_Rail_Port_Project_-_ESIA_Summary_-_OPSM3.pdf)

なお、IFCについては、英語版出だされているものとして、「NACALA CORRIDOR RESETTLEMENT STATUS REPORT FOR LENDERS」が2016年3月に出されており、ここに「Summary of Impacts (P42-)」とこれに対する「Compensation Framework (P49-)」が記載されている。

てからなされるべきと考える。またこれに際しては、現地ガバナンス状況の見極めが非常に重要になってくることは言うまでもない。そこで、以下の点について情報提供と質問をさせていただく。

【書面で頂きたい情報】

① JBIC 環境社会影響評価報告書 英語版

⇒JBIC の環境社会配慮確認のためのガイドラインには、「環境レビューのアカウンタビリティ及び透明性を確保するため、当行は、環境レビューに関し重要な情報につき、環境レビュー期間中に、プロジェクトの性格に応じた適切な方法により公開する。」とある。

② 各期間の環境社会影響評価の結果内容の概要、ポイント（日本語）。

特に、現地住民、農民・市民社会組織、日本の市民社会が確認した被害に掛かる点（住民強制移転と補償状況、周辺住民の生計への負の影響、粉塵・振動・騒音被害、コミュニティの分断、列車の長時間停車による道路封鎖、線路横断による事故などについて）についての確認（調査）方法と調査場所。

③ JBIC の「環境社会配慮確認のためのガイドライン」には、「環境レビュー及びモニタリングにおいてさまざまな意見・情報を考慮に入れるため、関係機関、ステークホルダーからの情報提供を歓迎する」とあるが、このステークホルダーには具体的にどのような関係者が含まれるのか。

【当日議論したい点】

JBIC・IFC・AfDB を監督する財務省の立場として、以下にお答えいただき、議論したい。

- ① 各機関における今後の融資プロセス。融資の決定有無に際しての判断基準、具体的に参考にする情報の内容。
- ② 2015 年 11 月に各機関合同で実査を実施したとのことだが、2016 年以降の本協議会で確認してきたとおり、その後ナカラ回廊地域では情勢が悪化している。これを踏まえて、各機関による実査の再度の実施の可能性。ないとしたらその理由。
- ③ 各期間の環境社会影響評価の結果内容と上記で見た JBIC その他機関による環境影響評価結果と農民・市民社会組織からの調査報告の乖離に対する見解。
- ④ 回廊開発をめぐる利権の問題に対する財務省としての理解の範囲と見解。また、各機関において「利権問題」に関する分析が行われているか否かについて¹³。

議題 2：国際的な税への取組みと途上国における国内資金動員の強化について

提案者：（公社）セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 大野容子

<背景>

SDGs（持続可能な開発目標）の達成のために、特に教育・保健などの基礎社会サービスへの資金確保の観点から、国際的な税への取組みと途上国における国内資金動員の強化は重要だと考えています。

つきましては、以下の点について財務省からご説明をお願いできればと存じます。

¹³ 例えば IFC のサイト <https://disclosures.ifc.org/#/projectDetailSII/8564> には、「IFC's Expected Role and Additionality」として「ii) Strengthen the borrowers' Environmental and Social Management Systems and align them with IFC's Performance Standards」とあるにも関わらず「Governance risk analysis」は not applicable とされ空欄のままである。

1. 税に関する各種国際会議について

昨年 6 月、OECD 租税委員会の会合が京都で開催され、また、続いて 12 月には、税の国際協力に関する専門家委員会（Committee of Experts on International Cooperation in Tax Matters）及び ECOSOC（国連経済社会理事会）との「租税に関する特別セッション」が国連にて開催されました。これらの会合・会議において、途上国の税制支援、開発・SDGs 達成のための国内資金動員の増加に関して、どのような議論及び結果となったのかをご共有いただければと思います。

2. IMF・世銀・国連・OECD による「税に関する協働のためのプラットフォーム（Platform for collaboration on Tax）」について

本プラットフォームが立ち上がり、上記 ECOSOC との特別セッションにおいても報告があったとお聞きしています。このプラットフォームの概要、日本政府とのかわり、また現在プラットフォームでなされている議論についてご共有いただければと存じます。

3. ドナーによる支援の方向性についての要望とご質問

国際的な税に関する議論のうち、途上国が抱える税の問題に対するニーズに応えるべく様々な支援が実施・模索されています。今年 7 月にドイツで開催される G20 の主要議題にも税の課題は明記されており、昨年 12 月に決定・公表された「SDGs 実施指針」の具体的施策においても、「途上国の税制・税務執行支援」として「途上国の国内資金動員を促進するため、国際機関等を通じ、途上国の税制・税務執行に関する技術支援・能力構築支援を実施する」が財務省管轄で記載されています。市民社会として最も関心が高い点は、公正な国際課税システムの構築に加え、それにより構築される国内税制の衡平さ（累進課税制度の導入や、貧困層の負担増を避ける等）、国家税收の使途（教育・保健等の基礎社会サービス制度が誰一人取り残さない形で機能するための支出）です。

<ご提案>

SDGs 達成、包摂的な経済成長といった G20 の重要アジェンダからいっても、衡平な税制度の構築、国内資金動員による基礎社会サービスへの支出増大は必須だと思われ、ぜひその視点を G20 での議論及び日本による税制度の支援に取り入れていただきたくよう、要望いたします。

<ご質問>

ドナーあるいは日本として、途上国に対して税制支援を行う際に、国家税收の使途に関してドナー側からの助言はどのようにしてなされ、どの程度各国がその助言に基づいた制度設計や実際の支出の変更を行う可能性があるのでしょうか。また、日本として、税收増に伴って動員された資金が、SDGs 達成（特に基礎社会サービスへの支出増）に資するようにするための方策等についてお考えがあれば、お聞かせ願えればと思います。

議題 3：IDA 第 18 次増資会合のポイントと日本政府としての対応方針について

提案者：特定非営利活動法人 ワールド・ビジョン・ジャパン 柴田哲子

背景：2016年3月、6月、10月、12月の4回にわたり、世界銀行グループの国際開発協会（IDA）に対する3年に1回の増資会合が開催されました。今回の増資会合を受けたIDAの今後3年間の重点分野は、紛争、脆弱性・暴力、気候変動、強制移動、ジェンダーの不平等、ガバナンス、組織・制度の構築、雇用と経済変革とされています。最も脆弱な子どもたちを含め、すべての子どもの健やかな成長を目指して活動するワールド・ビジョンとしては特に、fragile and conflict affected states (FCSs)に対する支援拡大を歓迎いたします。

質問：

1. 今回の第18次増資会合に向けた日本政府としての対応方針についてご教示いただけますでしょうか。
2. 次の3年間の重点分野でもあり、また、今回の増資会合の重点分野の一つでもあったFCSsに対する投資・資金拠出は、実行可能性（feasibility）がポイントとなると考えます。FCSsに対する投資の実行可能性はどのように担保され得るか、日本政府としての見解についてご教示いただけますでしょうか。

議題4：ラオス・ナムトゥン2水力発電事業（IDA、IBRD、MIGA、ADB）の「持続的開発モデル」としての課題について

提案者：メコン・ウォッチ 東智美・木口由香

背景：

世界銀行・アジア開発銀行（ADB）が支援するラオスのナムトゥン2（NT2）水力発電事業は、「環境・社会的に持続的な水力発電開発を通じて収益を創出する」（※1）ことを目的として掲げてきた。しかし、同事業は以下のような課題を抱えている。

○ 貯水池建設に伴う移転住民の生計回復について

住民移転については、『移転の目標と規定 Objectives and Provisions』のかなりの部分が十分に達成されていないことが、「社会環境面に関する国際的な専門家パネル（International Environmental and Social Panel of Experts＝POE）」によって指摘され（※2）、ラオス政府、ナムトゥン2電力会社（NTPC）、世銀・ADBは、移転実施期間（Resettlement Implementation Period＝RIP）を2017年末まで2年間延長することに同意した。

しかし、メコン・ウォッチが世銀・ADBに送付した質問書簡（2016年8月23日、※3）への回答（2016年12月16日、※4）によると、延長期間の約半分が経過した2016年12月の時点で「（延長された移転実施期間で行われる生計回復に向けた）アクションプラン（AP）は現在最終化段階」と、APが完成していないことが明らかになった。2016年9月のPOEの報告書でも、緊急性の欠如とRIPに向けた時間的制約の懸念が指摘されている（※5）。

世銀・ADBは「（AP策定と）並行して、ナムトゥン2電力会社（NTPC）による社会・環境プログラムは実施されている」としているが、2017年1月にメコン・ウォッチが実施した現地訪問（添付資料1参照）では、RIP延長に伴う支援として、職業訓練や灌漑設備の修繕などが行われている事例は見られ

たものの、長期的な生計回復への道筋は見られなかった。

○ 下流の補償プログラムについて

移転地では RIP が延長され、引き続き影響緩和が図られることになっている一方で、下流の影響地については、セバンファイ川の影響住民を対象とした下流プログラムが 2015 年で終了している。2016 年の POE による調査でもセバンファイ川下流の状況については触れられていない。しかし、これまでメコン・ウォッチを含む NGO や研究者によって、漁業被害、下流の土壌浸食、補償プログラムの課題が指摘されており(※6)、2016 年 7 月の現地訪問での聞き取りでも、河岸侵食を指摘する住民の声が聞かれた。それに基づき世銀・ADB に送付した質問のメールに対しては、2016 年 12 月 16 日の回答メールのなかで、"six channel geomorphology cross section survey (1995-2013)"や"annual photographic survey (2010-2035)"等を根拠に、「河岸侵食の影響は予想されたよりも深刻ではなく、NT2 の操業前後で断面積や浸食率に大きな影響は出ていない」としている。しかし、それらの根拠となる情報は公開されていない。

また、2017 年 1 月のメコン・ウォッチの現地訪問では、ダム下流のセバンファイ川での漁業は壊滅的な打撃を受けていること、漁業補償の一環として行われた村落基金によって借金を負った影響住民が、返済の遅延を理由に郡事務所に数日間拘束されるといった事件が起きていたことが分かった。

○ 歳入歳出管理の透明性について

同事業の世銀・ADB の融資決定を受けて開催された財務省-NGO 定期協議特別セッション(2005 年 4 月 12 日)では、当時の財務省国際局参事官が「公共財政管理の透明性の確保や管理能力の構築... (中略)... といった要素が本プロジェクト成功のためにぜひ必要であり、こうした点を確保することについて確約できるのか、と確認したところ、それに対して事務局として確約するという返事があった」と述べている。

一方、財務省経由で 2016 年 8 月 26 日に受け取った世銀のメールによれば、「NT2 revenue received at the Ministry of Finance are also audited and tracked; audits for FY2009/10 – FY2012/13 have been received by the World Bank and audits for FY2013/14 and 2014/15 are pending.」となっているが、MW の書簡への世銀の回答では「All scheduled audits and financial statements are up to date and have been received by the World Bank. Building on the revenue tracking system.」とある。IFIs 及び日本政府が、果たしてどこまで同事業の歳入歳出管理の透明性をモニタリングできているのかについて疑問があると言わざるを得ない。

また、財務省は繰り返し、NT2 事業の収益がラオスでの貧困削減、環境保護にむけられるよう監督していくと発言してきた。ところが、多大な環境影響で多くの批判を受けながら、昨年より建設が始まったメコン河本流のドンサホン水力発電所事業では、マレーシア企業 Mega First 社がタックスヘイブンである英領バージン諸島に事業の持ち株会社を登記し、ラオス国内に運営会社を設立している。この事業形態の下では、ラオスでの課税を逃れることが可能であると考えられる。NT2 事業がモデルとなるとされた、水力発電事業による貧困削減という道筋は、ドンサホンダムのような民間投資が増えるなかで、とりわけラオスにおいては達成が困難な状況であると考ええる。

- 移転と補償に関する首相令 192 号の失効と、NT2 事業の準備として IFIs の支援で作られたラオスの環境・社会配慮政策の現状について

添付資料 2・3 に示すように、ADB の「環境社会プログラム (Project Number: 34543 Loan Number: 1867)」の支援を受けて発布された「開発事業の補償と移転に関する首相令 192 号」が 2016 年 4 月 5 日付けで失効した。これに代わる新首相令は、慣習的土地利用権の尊重や事業者の責任という点で後退が見られる。

首相令 192 号の失効について、世銀・ADB はメコン・ウォッチへ回答メールのなかで「世銀・ADB が支援する事業については、非自発的移転に関するセーフガード政策を引き続き適用する」としているが、それは当然のこととして、論点は、同首相令が NT2 の準備のために整備され、ADB も NT2 事業の成果だと強調してきたのにも関わらず、事業開始後 11 年経って政策が後退しているという点にある。NT2 事業を通じたラオス政府のガバナンスの強化という点では、成果が持続しなかったと言わざるを得ず、今後、例えば、中国の資金で行われる高速鉄道建設などに伴う住民移転において、首相令 192 号の失効によって、慣習的土地利用権が尊重されないなど、環境・社会保全基準が後退し、影響が顕在化することが懸念される。

質問：

1. 移転実施期間 (RIP) の延長では、アクションプラン (AP) の策定に半期を費やし、延長の効果が現地にもたらされているのか不明である。財務省としては、RIP 延長による生計回復への効果をどのように確認・評価しているか。また、AP の実行開始が大幅に遅れた状況で、RIP の終了を 2017 年末と期限で区切るのではなく、持続的な生計回復の道筋が明らかになるまで、世銀・ADB が関与を続けるべきだと考えるが、財務省の見解はいかがか。
2. セバンファイ川下流での環境社会影響は多方面にわたって十分に解決できておらず、モニタリングの継続が必要だと考える。日本政府としては、これまでの下流の生計回復プログラムの成果をどのように評価しているか。また、下流の社会・環境影響について、世銀・ADB は現在どのようなモニタリングを行い、今後はどのようなモニタリングを行う予定なのか。さらに、河岸侵食の影響は深刻でないとするのであれば、その根拠となる、“six channel geomorphology cross section survey (1995-2013)” や “annual photographic survey (2010-2035)” を公開すべきと考えるが、財務省の見解はいかがか。
3. FY2013/14 と 2014/15 の監査報告書を、世銀・ADB、財務省は入手しているのか。入手していないとすれば、どのように同事業の歳入が教育・保健分野などに回され、ラオスの貧困削減に貢献したと判断しているのか。もし世銀・ADB が予定通り事業の歳入歳出管理を把握しているのであれば、同事業が貧困削減に貢献していることを明らかにするためにも、監査報告書を一般に公開すべきだと考えるが、財務省の見解はいかがか。
4. ドンサホン事業のように、水力発電開発に関わる民間企業がタックスヘイブンを使った事業を進めるようになるなか、NT2 事業が描いた、水力発電による貧困削減というモデルはラオスの他の水力発電事業に波及しないのではないかと考えるが、財務省の見解はいかがか。
5. ラオスのガバナンス向上にも貢献するとして世銀・ADB の同事業への支援に賛同した日本政府としては、首相令 192 号の失効をどのように評価しているか。また、現在、ラオス政府は土地法や移転

政策の改定作業に着手している。これ以上ガバナンスを低下させないために、世銀やADBは、同改定作業において政府と市民社会の効果的な対話を実現するよう注視すべきだと考えるがどうか。

(※1) 世界銀行のホームページ

<http://projects.worldbank.org/P049290/nam-theun-2-social-environment-project?lang=en&tab=overview>

(※2) David K. McDowell et al. 2015. *Twenty-fourth Report of the International Environmental and Social Panel of Experts*.

(※3) メコン・ウォッチから世銀・ADB への質問書簡 (2016 年 8 月 23 日)

<http://www.mekongwatch.org/PDF/NT2letter23Aug2016.pdf>

(※4) 世銀・ADB からメコン・ウォッチへの回答メール (2016 年 12 月 16 日)

<http://www.mekongwatch.org/PDF/NT2response16Dec2016.pdf>

(※5) David K. McDowell et al. 2016. *Twenty-Fifth Report of the International Environmental and Social Panel of Experts*.

(※6) Ian G. Baird et al. 2015. The People and their River, the World Bank and its Dam: Revisiting the Xe Bang Fai River in Laos. *Development and Change, Volume 46*. p.1080–1105.等。

<添付資料>

1. 現地訪問 (2017 年 1 月) 報告 (要約版)
2. メコン・ウォッチ. 2016. 『開発事業の補償と移転に関する首相令 192 号』(2005 年 7 月発布) の失効について」(第 62 回財務省 NGO 定期協議配布資料、再配布)
3. Mekong Watch. 2016. Comparison between PM Decree No. 192 and Decree No.84.

議題 5 : 国際協力銀行 (JBIC) 及び国際協力機構 (JICA) の石炭火力発電に関する方針とダリパリ及びタンダ石炭火力発電事業 (インド) への検討状況について

提案者 : 「環境・持続社会」研究センター (JACSES)、田辺有輝

背景 :

国際協力銀行 (JBIC) 及び国際協力機構 (JICA) の石炭火力発電に関する方針、JBIC が融資検討中のダリパリ石炭火力発電事業 (インド) 及びタンダ石炭火力発電事業 (インド) への検討状況について、以下の点をお尋ねしたい。

質問 :

1. 2015 年 11 月に OECD で合意された石炭火力発電に関するセクター了解が 2017 年 1 月から施行された。本セクター了解は一義的には公的輸出信用 (JBIC のスキームでは輸出金融) を対象としたものであると理解している。しかし、国際協力ジャーナル 2016 年 10 月号 (添付資料参照) では、「JICA 産業開発・公共政策部資源エネルギーグループによると、OECD の規制は円借款には適用されないが、JICA も今回の規制に従っていく」との方針が表明されている。報道内容は事実か、お聞きしたい。

2. 円借款において本セクター了解を準用することになると、海外への公的融資において、JBIC の輸出金融以外のスキーム（投資金融等）のみが適用または準用しないこととなり、気候変動政策として矛盾が生じることになる。JBIC の輸出金融以外のスキームにおいても、円借款同様に本セクター了解を準用するべきではないか。財務省の見解を伺いたい。
3. 2016 年 12 月に JBIC 担当者と会合を持った際、ダリパリ石炭火力発電事業（インド）及びタンダ石炭火力発電事業（インド）への融資検討については実質的に停止状態で、環境レビューができない状況にあるとの回答を得ている。この状況は現在も変更ないか、お聞きしたい。なお、インドでは再生可能エネルギーのコスト低下・急拡大や、過去数年間の石炭火力発電の新規運転開始の設備容量が過大だったことから、インド政府自身も深刻な火力発電の設備過大にあると認識しているようである（インド政府の国家電力計画案¹⁴を参照）。
4. JBIC の融資検討が実質的に停止状態で環境レビューができない状況にあるのであれば、JBIC ウェブサイト上の「現在融資検討中のプロジェクトでカテゴリ分類が終了したもの」¹⁵から両案件を削除するべきだと思われる。財務省の見解を伺いたい。
5. JBIC の環境社会配慮ガイドライン及び FAQ では、環境レビュー時のカテゴリ分類等の情報公開において、環境レビューができない状況にある案件の削除に関する規定が含まれておらず、実際にカテゴリ分類結果には環境レビューができない状況にあると推測できる案件が数多く掲載されている状況である。このことは外部ステークホルダーに誤解を与える上、JBIC のレピュテーションリスク管理上も望ましくないと考えられる。したがって、FAQ において、環境レビューができない状況にある案件の削除について規定するべきではないか。財務省の見解を伺いたい。

添付資料：国際協力ジャーナル 2016 年 10 月号「石炭火力の輸出規制始まる」

議題 6：インドネシア・西ジャワ州チレボン石炭火力発電事業の既存の問題解決と拡張計画に係る JBIC の環境社会配慮確認について

提案者：気候ネットワーク 鈴木康子／国際環境 NGO FoE Japan 波多江秀枝

（背景）

国際協力銀行（JBIC）が融資を検討中の「インドネシア・西ジャワ州チレボン石炭火力発電所拡張計画」（2 号機。1,000 メガワット）については、すでに JBIC が融資を供与して稼働中の 1 号機（660 メガワット）により、地域住民の生計手段や収入機会の喪失という深刻な影響が出ていること、および、大気汚染による健康状態の悪化が懸念されることから、2016 年 11 月、JBIC ガイドライン担当審査役に対し、地域住民が 1 号機事業の『環境社会配慮確認のための JBIC ガイドライン』（以下、ガイドライン）違反を指摘し、問題解決に向けた適切な対応を求める異議申立書を提出した。

同拡張計画自体についても、2016 年 12 月、同拡張計画の環境許認可が西ジャワ州政府によって不当に発行されたとし、地域住民が西ジャワ州バンドゥン行政裁判所に同環境許認可の無効を求める行政訴

¹⁴ http://www.cea.nic.in/reports/committee/nep/nep_dec.pdf

¹⁵ <https://www.jbic.go.jp/ja/efforts/environment/projects/project>

訟を起こしている。また、気候変動への影響を重視する観点から、各国の市民社会がJBIC、および、協調融資を検討中の民間銀行団に対し、同拡張計画からの融資撤退を求める声をあげてきた。¹⁶¹⁷

一方、報道等によれば、¹⁸ 同拡張計画について、今年の第一四半期を目処に同拡張計画の融資契約を締結するやの情報が流れている。これに対し、本年1月24日、同拡張計画に係る上述のような環境社会配慮の状況に鑑み、JBICに既存の問題解決と拡張計画への公的融資拒否を求める添付の要請書を弊団体を含む4団体より財務大臣宛てに提出済みである。¹⁹

(質問)

1. 同事業1号機の建設・操業に伴い、沿岸地域の非常に豊かであった生物多様性が破壊された結果、地元で小漁業やさまざまな種類の貝採取を営んできた住民が漁獲・採取量の減少を訴えている。また、1号機の建設後、近隣の塩田でも生産した塩の質が落ちてしまうなどの影響が見られ、収入の減少につながっている。同事業地近くの農地でも、発電所の操業以来、ほぼ5年間、コメやその他の作物の収穫が激減したとの報告が農民によってなされている。今回、地域住民が提出した異議申立書では、これらの生計手段への影響に対し、事業者による「実効性ある対策」はとられてこなかったことが指摘されており、また、「プロジェクト実施主体者等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復できるように努めなければならない」というガイドラインの規定に明確に違反している状況であることが示された。

今後、同拡張計画による2号機の建設にあたっても、同様の生計手段への影響²⁰と住民の生活悪化が起きることが懸念されるなか、現在のところ、環境アセスメントにおいて、温排水による地元の生態系への悪影響²¹に関する評価が不十分であったり、生計手段の喪失に関する評価が欠如しているなど、適切な影響評価がなされていない。また、「事前に十分な情報が公開された上で、これに基づく」小規模漁業、製塩、農業等に従事する住民との「協議」の下に、1号機の経験・教訓を踏まえた形での適切かつ実効性ある生計回復計画が準備されていない。

したがって、同拡張計画でも、上記のガイドライン規定に違反する状況、つまり、生計手段への影響から住民の生活が悪化し、同様の問題が繰り返されることが懸念される。JBICはまず、住民が異議申立書で指摘している既存の問題の解決が適切かつ実効性のある形で図られるとともに、それらが拡張計画への対策にも活かされ、ガイドラインを遵守できる状況が確保できるまでは、同拡張計画への融資を決定すべきではないと考えるが、財務省のご見解を伺いたい。

2. 同拡張計画の影響を受ける地域住民が原告となり、同拡張計画に対する環境許認可の無効を求めている行政訴訟では、主に以下の内容に係る違法性が指摘されている。

(1) チレボン県空間計画の未修正

¹⁶ <http://www.foejapan.org/aid/jbic02/cirebon/170103.html>

¹⁷ <http://fairfinanceguide.org/ffg-international/news/2016/ing-still-invests-hundreds-of-millions-in-polluting-coal-companies/>

¹⁸ <https://finance.detik.com/energi/3379996/proyek-pltu-2000-mw-di-jepara-dan-cirebon-dapat-dana-3-bulan-lagi>

¹⁹ <http://www.foejapan.org/aid/jbic02/cirebon/170124.html>

²⁰ 環境アセスメントでも、乾季に601名の製塩農家、雨季に292名の漁民が影響を受けるとされている。

²¹ グリーンピース、および、BankTrackは、温排水による水温の上昇から、海岸沿い6km、沿岸から500mの範囲内の生態系に深刻な影響が及ぶ可能性が考えられると指摘している。

- (2) 戦略的環境アセスメントに関する考慮の欠如
- (3) 環境アセスメントの策定プロセスへのコミュニティの参加の欠如
- (4) 環境アセスメントにおける分析の不備（他事業との累積的影響に関する配慮の欠如）
- (5) グッド・ガバナンスのための一般原則に違反

ガイドラインでは、「相手国の法令や基準等の遵守」が規定されているが、同拡張計画について上記のような法令違反が判決で確定すれば、明確なガイドライン違反となる。また、ガイドラインでは、カテゴリ A プロジェクトについて、「環境社会影響評価報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書の提出」が要件とされており、仮に判決で環境許認可が無効とされた場合には、ガイドラインの要件を満たさないこととなる。

したがって、現在、同訴訟が依然公判中であり、ガイドライン違反となる可能性が残されている状況下において、JBIC は同訴訟に係る判決が確定するまでは、同拡張計画への融資を決定するべきではないと考える。財務省のご見解を伺いたい。

3. 気候変動への影響を考慮し、欧米をはじめとする各国の公的機関が海外の石炭関連事業への融資を制限し、さらに、各国が炭素排出を減らす役割を担うこととなったパリ協定が発効したにもかかわらず、この先、何十年も炭素排出を続けることになる新規の石炭火力発電所に現在も着手している日本の姿勢に対しては、国際的な批判の声があげられてきた。²²

また、近年、すでに民間銀行の間でも、新規の石炭火力発電事業からの融資撤退の方針を自主的に示す動きが出ており、実際、インドネシア・中ジャワ州タンジュンジャティ B 石炭火力発電所の拡張計画については、JBIC・邦銀とともに融資を検討中であったフランス大手銀行ソシエテ・ジェネラルとクレディ・アグリコル銀行が、昨年末ですでに同事業への融資検討を止めたことが確認されている。²³²⁴ 両行は昨年 10 月、気候変動への影響を重視し、あらゆる石炭火力発電事業からの融資撤退の方針をすでに示していた。

チレボン石炭火力発電所の拡張計画も、JBIC・邦銀とともにクレディ・アグリコル銀行、および、オランダの ING 銀行が融資を検討中であるが、前者は上述のとおり昨年 10 月、後者も 2015 年 11 月に新規石炭火力発電事業からの融資撤退方針を示している。ヨーロッパの市民社会から両行に対し、同拡張計画からの融資撤退を求める声もさらに強まってきている。²⁵²⁶²⁷ 日本政府・JBIC もこうした国際的な石炭関連事業からのダイベストメントの動きを直視し、同拡張計画への融資をしないという賢明な対応を真剣に考えるべきではないか。財務省のご見解を伺いたい。

²² <http://www.foejapan.org/aid/jbic02/batang/160519.html>

²³ 脚注 1 と同様

²⁴ <http://www.credit-agricole.com/Actualites-et-decryptage/Actualites/Le-Groupe/Precision-du-Credit-Agricole-sur-le-projet-de-centrale-a-charbon-de-Tanjung-Jati-B-2-en-Indonesie>（2017 年 1 月 17 日最終確認）

²⁵ 脚注 1 と同様

²⁶ <http://www.fairfinancefrance.org/fair-finance-france/just-one-last-coal-project-and-promise-after-that-i-ll-stop/>

²⁷ 脚注 3 と同様